

○重大事件等の現場鑑識活動相互支援要領の制定について(通達)
(平成15年3月3日岡鑑第61号、岡刑企第26号、岡捜一第66号警察本部長例規)

(概要)

重大事件等発生時に各警察署の鑑識係員等を相互運用した応援体制について必要な事項を定めたものである。

主な通達の内容は、

- 1 目的
- 2 実施要領
- 3 運用上の留意事項

等である。